

## 湯川流域での遊漁の取り扱いについて

平成23年度の湯川流域での遊漁の取り扱いについては、一部禁漁の拡大とお知らせしましたが、本件については、一旦、白紙とし、「釣り与环境保全の両立」のための対策について、幅広く関係者のご意見を伺ったうえで再検討し、改めてお知らせいたします。

この措置は、釣り与环境保全（湿原への立ち入り対策等）の両立を図るため導入を考えたものでした。しかしながら地元をはじめとする関係の皆様から、「环境保全の重要性は十分理解しているし必要な協力は惜しまない」が、「禁漁措置の拡大が唐突であり、関係者への説明が不十分である」、「釣り与环境保全の両立に当たっては、幅広い関係者の意見も踏まえた上で、様々な方法が検討されるべきではないか」などのご意見をいただきました。

そこで、先にご案内しておりました23年度の禁漁区の拡大については一旦白紙に戻し、釣り関係者を含めた幅広い関係の皆様との間で、「釣り与环境保全の両立」のための対策について意見交換をさせていただきながら、検討を進めて参りたいと考えております。

何卒、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。